

暑中お見舞い申し上げます。

皆さま、お元気でお過ごしでしょうか。今年の暑さは格別ですね。
夏バテ防止には塩飴や梅干しなどを定期的にとると良いようです。
どうかくれぐれもご自愛下さい。

平成 22 年 盛夏

夏季休暇は8月12日(木)～8月15日(日)とさせていただきます。

中村事務所 職員一同

～下請債権保全支援事業～

これは、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権（手形を含む。）について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援する平成23年3月31日までの時限的措置事業です。

事業の概要

- 債務者が公共工事の受注実績を有するなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく（例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても）支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に対して支払う保証料の一部が助成されます。
- 手形以外の債権は、下請建設企業等からの支払請求段階から支払保証を受けられます。

本制度の流れ

- チェックリストの全ての項目に該当（内容に不明点がある場合は、ファクタリング会社にお問い合わせ下さい）
- ↓
- 利用可能なファクタリング会社の確認
- ↓
- ファクタリング会社に保有債権の保証を受けることが可能か相談
- ↓
- ファクタリング会社への申込・契約の締結
- ↓（ファクタリング会社の保証条件（保証料率・利用料率等）を確認）
- ↓（保証の申込 保証契約の締結）
- ※元請建設企業からの債権回収が困難となった場合
- ファクタリング会社より保証金を受領

制度のお問い合わせ

- | | |
|--------------------|--------------|
| 国土交通省 建設市場整備課・建設業課 | 03-5253-8281 |
| 関東地方整備局 建設産業第一課 | 048-600-1906 |
| 財団法人建設業振興基金 業務第一部 | 03-5473-4575 |

チェックリスト、下請債権保全支援事業のファクタリング会社一覧などの詳細について

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk2_000033.html 国土交通省のHP

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei_hozen.html (財)建設業振興基金のHP (山中、中山、島根)

建設業Q&A

Q. 国土交通大臣許可と知事許可の違いは？

A. 国土交通大臣許可は二つ以上の都道府県に営業所がある場合が該当し、知事許可は一つの都道府県に営業所がある場合に該当します。
建設工事自体は営業所の所在地に関わりなく、他都道府県でも行うことができます。
例えば東京都知事から許可を受けている場合、営業活動は東京都内にある本店又は支店のみとなりますが、その本店及び支店において契約した工事については、営業所のない他道府県でも可能となります。（営業所とは、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所のことを指します。）
国土交通大臣許可に該当するかどうか不明な場合は、関東地方整備局までご相談ください。（島根）

桃のおいしい季節です!!

一昔前は、この時期になると桃を積んで売りにくる車を見かけたものです。

桃は、全国の遺跡から種が発見されていることから、弥生時代には食べられていたと考えられています。

本格的に栽培されるようになったのは、明治になってからで、中国やヨーロッパから品種が導入され、日本各地でさまざまな品種が生まれました。果汁がたっぷりですりけるような日本の桃は、世界でも高く評価されています。

食物繊維やカリウムのほか、ポリフェノールの一種であるカテキンも含まれており、がん予防や老化防止の効果が期待できます。また葉は、肌荒れを抑える効果があるとして昔から利用されています。

食べる時は、冷やしすぎると味が落ちてしまうので、食べる直前に冷やします。（島根）

